

関西労災職業病

12・1月号
(通巻第192号)

関西労働者安全センター 1991.1.10発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06-538-0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 200円
大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目 次◆

| | |
|---------------------------------|----|
| ●年頭にあたって | 1 |
| ●第1回全国労働安全衛生学校開かれる | 2 |
| ☆脳、心臓疾患(過労死)☆石綿☆自主対応型安全衛生活動等 | 3 |
| ★活き活きとした安全衛生活動の再生を求めて 天明佳臣医師 | 10 |
| ●じん肺被災者は埋もれる必要はない | 17 |
| ●〈インタビュー〉外国人労働者問題の現状と課題 丹羽雅雄弁護士 | 21 |
| ●夜勤交代制勤務について専門部会で話し合いませんか | 28 |
| ●前線から(ニュース) | 29 |
| ●ライフスタイルと労働者の健康③ | 31 |
| ●うちの職場の危険チェック③ | 33 |
| ●労災補償もしもし相談⑪ | 34 |

年頭にあたつて

安全衛生活動の新たな展開を！

安全センター運動の更なる前進と地力の強化を目指そう

西野十方庸（安全センター事務局長）

「法律準拠型から自主対応型へ」というものが今年の安全衛生運動のスローガンになりそうだ。「なりそうだ」などと言うのは、関西労働者安全部だけではなく、全国労働安全衛生センター連絡会議を始めとして、安全衛生運動を推進しようとする各労組や団体で、昨年から随分と注目され、受け入れられつつあるからである。

ろが、自主対応型、参加型となると、自らの創意工夫が要求されるし、何よりも色々な準備が必要となってくる。職場巡回を行って決まりきった点検表でなく、職場にあつたものを作る必要がある。

しかし、考えてみれば、この方向転換は、ずっと以前からだれもがやらなければならないと気付きながら、手間暇をかける方法開発の困難さから二の足を踏んでいたことは確かにややすいわりには、実践が難しそうな気もある。「労働安全衛生法に違反しているではないか」と追及する運動は、成果のあるなしに関わらず活動家には手軽で扱いやすく、それなりにまとめやすくなつた。ところ

ングマニュアル」ということになる。今年は、自主対応型の実践事例が

職場で花咲くような年にしたい。

さて、労働省は労災補償水準の実態的な切下げをますます推進しようとしている。数年来続いている振動病被災者の打ち切り、循環器疾患の認定基準の硬直した運用、さらにじん肺の合併症打ち切りなども予測されるなど、今年はさらに強力な運動が必要とされている。労災認定闘争、企業責任を追及し労災の本質を浮かび上がらせる裁判闘争など、地域安全センターとしての運動を豊富に進めたい。同時に、安全センターの会員拡大についても地力を高めたいといふ観点でさらに取り組んでいきたい。

また、全国労働安全衛生センター連絡会議を労働者のためのセンターとして確固たるものにしていくことも大きな課題だ。今年も会員、講読者の皆さんのご支援、ご協力をお願ひする次第です。

全国労働安全衛生センター連絡会議 主催

第1回労働安全衛生学校 開かれる

11/23~25 兵庫県芦屋市にて

今後、毎年開催へ



挨拶に立つ谷沿議長代行

十一月二三日から二五日にかけて第一回労働安全衛生学校が開催された。この「学校」は、さる六月に発足した全国労働安全衛生センター連絡会議が、労災認定闘争や職場・地域での安全衛生活動の経験をより系統的に共有する目的で企画したもの。各地の地域安全センターや大阪地域の労組の活動家四十名が参加した。

第一日は、労災としての脳卒中・心臓病、いわゆる過労死の労災認定問題と各地域のアスベスト被害の発掘救済活動に焦点をあて、集中して議論した。

脳心問題では、監督署の認定に局医が大きく関わり、しかも求められる医学的な判断を逸脱した「行政的判断」がしめされ、それが労働行政当局に採用されている実例が非常に多いということが報告された。

アスベスト問題では、各地で救済活動が広がっており、マスク等の効果的な活用や特定企業にターゲット

を絞った活動などが報告された。第二日は、新たな安全衛生活動として注目を集めているILO方式の「自主対応型安全衛生活動」を取り上げ、まる一日をかけて、その意義や日本の現状での課題、『チェックリスト』の活用の仕方などについて、小グループ別に別れて議論した。

従来の法規制への準拠を基本にした安全衛生活動から、それに止まらない、より実践的な、労働者参加型の活動へ展開への方法とこのILO方式は有効なのではないかと考えられる。

第三日は、アジア各地域の安全センター交流会の報告と今後の安全センター運動について話し合った。

一回目ではあつたが参加者の評判は上々で、全国センターではさらに広く参加を呼びかけながら毎年開催していきたいとしている。

以下、主なパートの報告をし、合わせて参加者の感想を紹介する。

認定拡大に向け

取り組み強化を



報告する古谷事務長

「脳・心臓疾患（過労死）の労災認定」は、「新認定基準後の動向と

認定事例等」と題して、まず古谷事務局長が報告した。新認定基準の運用は、労働省の認定マニュアルで、あらかじめ定められた調査用紙で直

前、一週間以内とそれ以前というよ

うに区切られたものとなっているよ

うに、極めて硬直したものになって

いる。この調査用紙で実際に認定調

査を行ない、その後審査請求に到つた事例を検討し、調査の後追い検討

を行つた。そのなかで、特徴的であ

るのは、主治医が業務との因果関係がありとしながらも、労働基準局の

労災医員が極めて簡単に二行程度の意見書で因果関係を否定し、それを

根拠に労基署が業務外決定を下していることである。

とくにこの事案の担当官の調査の段階では、業務上の線が濃いと思われたにも関わらず、最終段階で結論が変更されているふしの見られる事例であった。

松浦医師による循環器疾患について、スライドを用いた医学的解説のあと、神奈川、東京における過去の審査官裁決の局医意見の取り扱いに焦点を置いた分析報告が行われた。医証はあくまでも参考と言いつつ、とうてい業務の内容の検討を行つてないと思われる医証を恣意的に採用した事例の数々が紹介された。

報告のあとは、一つの事例をもと

に、労災請求のためどういう取り組みをするかについて、8班のグループに分かれて討論を行つた。事例は大型トレーラーの運転手が積雪のため退避所で待機していたが、翌日未明に車外で「急性心不全」により死亡していたというものである。後の討論結果報告では、何を調査すべきか、様々な意見が出された。ただ、事例自体が多少困難な設定であったとの評価もあったが、こうした方式のトレーニングはだれもが初めてとあって、議論ははずんだ。

まとめとして、古谷事務局長は、各地域センターに相談があつた事例は、これは取り組める、これは困難だとあらかじめ選別するのではなく、まだ経験のないセンターも含め、とにかく労災申請を行うべきだと結論付けた。今後は、局医の問題を始め、全国センターとして認定拡大につながる取り組みを進める必要があろう。

進みつつあるアスベスト被害の 掘り起こしと救済活動

被害実態中心に活発な経験交流

アスベスト問題のパートでは、まず白川太郎医師（環境科学労働科学研究会）の石綿被害についての医学的解説を受けた。神奈川労災職業病センターからは、最近作成したアスベスト被害掘り起こし・救済活動のためのパンフレットが紹介され、活動のための基礎知識を学習した。

続いて、労働現場における被害の掘り起こし活動の報告が行われた。現在全国の地域センターを中心にアスベスト被災者の救済活動が進んでいる。アスベスト禍に苦しむ労働者を救済し、アスベストの有害性を告

発するという意味においてこの活動は非常に重要である。この「学校」でのねらいは、地域センターが考え出した方法をお互いに学び合おうというもの。短時間の中で地域から報告を行つてもらつた。その中から、アスベスト禍の特徴的な事例を紹介する。

原発や火力発電所は、高熱を扱うため保溫・断熱材が不可欠である。その作業には、ニチアスといったアスベスト関連会社が当たることが多い。新潟の安全衛生センターに相談してきたA氏は、ニチアス代理店に勤め全国各地の火発、原発で保溫工事に三一年間携わり、アスベスト肺に罹患した。イランなどの海外化学

プラントの保溫工事にも出張したこともあるという。彼によれば、同様の症状を訴える同僚も多いという。同じ保溫作業労働者で肺ガンに被災した事例も報告された。愛媛で大手保溫工事会社明星工業の作業員M氏は、原発やLNG工場などで保溫作業に従事していたが、アスベスト含有断熱材の切断時に大量のアスベスト粉じんに曝露、肺ガンに罹患したという。

岡山では、ビル内装労働者がアスベスト肺と診断、労災認定されている。彼は二十年間石綿スレートを扱つてきた。

造船所を抱える神奈川や広島でも造船労働者の被災者の救済が進められている。昨年七月、四十年間造船所で働いてきた造船技術者が悪性中皮腫で死亡、労災認定を受けた。造船職場の掃除に従事した女性も仕事中にアスベスト粉じんに浴びたために悪性中皮腫になり亡くなり、現在

労災申請中である。

広島では、呉の石川島播磨重工業の構内下請けとして石綿ボード加工に当たった労働者が悪性中皮腫で亡くなり、昨年八月労災認定された。呉共済病院では過去五年間で悪性中皮腫が十七例も見つかっている。これらは、造船地帯での潜在的なアスベスト禍の冰山の一角であろう。

あの手この手で

被災者の掘り起こしを

こうした事例と合わせて、各地域センターは、具体的な掘り起こし活動の経験も報告された。その興味深い事例を報告する。

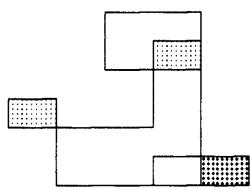
新潟や愛媛がそうだが、原発などの保溫工事はニチアスといった大手の会社は全国的に代理店をもつてている。ニチアスや明星工業は吹付けアスベスト撤去工事にも手を伸ばし利



保険請求のレセプトからピックアップしている。その他、アスベストとの関連が疑われる疾患があれば連絡してもらうよう医療機関に依頼するなどの提案が出された。

アスベストの用途の多様性、使用量の多さを考えると潜在的なアスベスト被害者は相当な数にのぼると考えられる。あの手この手で、被害の掘り起こし・救済に取り組まなければならぬことが確認された。

その他、環境監視研究所の中地氏から、主として吹付けアスベスト除去工事で用いられる飛散防止剤に重金属が含まれているという新たな視点からの問題提起も行われた。



参加者の評判よかつた新方式

同時に進めた労働者の「知る権利」「就労権等」の確立

【自主対応型の労働安全衛生活動】

のパートでは、国際労働機関（ILO）・スウェーデン合同産業安全審議会編著の『安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル』の解説と活用について学習し、議論した。

まず、天明医師が、マニュアルの意義について解説した。その目指すところの、労働者参加型でしかも、法律に適っているかどうかだけを基準にして取り組むのではない労働安全衛生活動の新方式の重要性について力説した。まとまったお話をため、別項に講演録としてまとめたのでぜひご一読を。

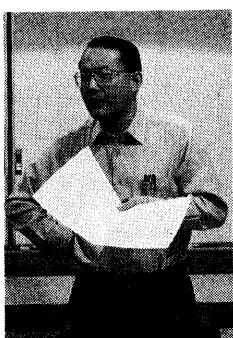
さて、このマニュアルがどういうものかというと、安全衛生活動のリ

ーダー養成や労働者が取り組み方を学習することを目的としたもので、①マニュアル本体、②トレーニング・リーダーのための手引き（以下、手引き）、③チェックリストの三分冊になっている。②は、マニュアルを使用して講座を運営する側の「リーダー」のための手引き書。③は、学習した内容にもとづいて職場改善のためのチェックシートで、独自の工夫がされている。

天明医師に続き、自治労顧問医の中桐医師が、自治労・自治体労働安全衛生研究会主催の安全衛生講座をこの新方式を取り入れて過去三回実施してきた経験を踏まえ、この方式の要点について、「手引き」を参照

しながら以下の通り解説した。

- 総合的に
- 具体的に
- ・ 小グループ、参加型で



中桐伸五医師

この方式に関する重要な点の第一は『総合的アプローチ』。マニュアルでは、講座の全日程の例として五日間のものをあげているが、自治労ではマニュアルの内容をベースに五日間のコースで行った。とにかく、基本的に総合的に、このマニュアル全部を（バラバラでなく）頭に入れて職場を見なければいけないということがになっている。

〔注 マニュアルの構成は、
1. 安全衛生と技術設備

2. 作業場の気象条件、照明、騒音
 3. 化学物質による健康障害
 4. 作業を人間に合わせる・人間工学
 5. 作業編成と労働時間
 6. 安全、衛生とよりよい労働
- の六章で、『総合的』かつ『平易』
- ただし、日本との制度的違いから欠落した点がある。例えば、労災認定に関して、スウェーデンでは社会保障に含まれるので、認定問題についてのトラブルがない。そのため、マニュアルにも認定闘争はない。そこで、自治労の講座では認定闘争をトレーニングに取りこんだ。
- そこで、重要な点の第一は『準備をしつかり、目的をはつきり』ということになる。

第三点は、『地域、職場』との具体的事例に基づいて行うこと。生々しく、しかも、大阪、高知といった自分たちの地域の事例がよい。

第四点は『小グループワーク、参加型』ということ。企業側がやって

OHPなどの活用が不可欠

実践的なチェックリスト

トを使って、実際の職場を見て回り学習したことをするに実践してみる方法をとることもとても大切だ。

実際、職場巡回は、トレーニングの中でも、そして現場での実践のときにも重要で、したがって、このチェックリストは重要な役割を果たすことになる。

『手引き書』の中には、

「聞いただけでは忘れる」

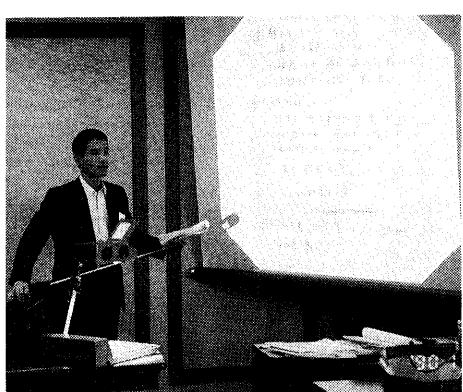
「見れば覚える」

「言えば理解できる」

ということわざが引用されている。

そういう意味で、講座の中に職場巡回のパートを入れて、チェッククリス

トにも、「何か当局のやる研修のイメージだが、内容が全然違う」という回答があった。



OHPを使って発表

クリストとは趣が異なり、実践的な形式になっている。

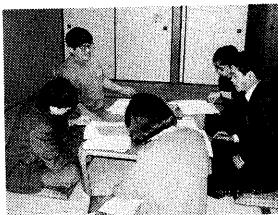
情報の公開＝知る権利と

就労拒否権を

こうした実践型・参加型の安全衛生活動は団交のイメージとは違い、労使が同じテーブルについて、労がイニシアチブをとっていくというも

天明・中桐医師の総説のあと、参加者が八班に分かれ、新方式の良い点、悪い点について討論し、OHPシートにまとめ発表、討論を行つた。これ自体を小グループ方式で行つたわけだが「良い」というのが参加者の印象だった。

やつてみる価値大きいにあり



小クレープ討論

各班の討論の結果、問題点として
は、四～五日間という日程の確保が
できるか、職場巡視を受入れ可能な
職場が限定されるのでは、等の意見
が出た。さらに、チェックリストを
用いて職場巡視と改善をするにして
も、改善のための費用問題が絡んで

| 点検項目 |
|-------------------------|
| 電気設備の 19. 配線の ないよ |
| 20. すべて カバー |
| 21. 電気を |
| [必要な対策] |

実効が上がらなければいけないかという懸念も出された。が、日程の問題は、分けてするなどの工夫が可能。職場改善も実行可能なところからはじめればよく、職場巡視のフィ

| 点検項目 | 不要 | 必要 | 高い 優先順位 | 良い事例 |
|--|----|----|------------|------|
| 電気設備の安全 | | | | |
| 19. 配線の結線が不正規になつたり、もつれたりしないようにする。 | | | | |
| 20. すべてのスイッチボックスや配電盤に、適切なカバーがついていることを確認する。 | | | | |
| 21. 電気を使う器具はすべて、確実にアースをする。 | | | | |
| [必要な対策] _____ | | | | |

＜チャックリストの一部＞

第1回労働安全衛生学校に

参加して

小川弘志
(ユニオンとうなん)



全国の労災職業病闘争の専門家が一同に結集する合宿はどういうものか？期待に胸をワクワクさせて参加しました。私は大阪市南部に位置する東南エリアで、一人でも加入できる、未組織の組織化に向けて奮闘している「ユニオンとうなん」から参加しました。

学校では過労死の判例をもとにどのような証拠書類を準備すれば認定されるかを事例をもとに小グループに分散討論しました。非常に身近に感じ、私でも過労死認定闘争ができるようになります。また、今後（自主対応型）の労働安全衛生活動についていろんな観点から講演がありました。従来の法規に基づいた安全点検・発行行動の限界性について指摘されたことには考えさせられました。国労がやってきた運動はまさにそのもの（今のJR職場は法規以下の状態）です。急速な技術革新に衛生基準そのものが意味をなさくなり、法規準拠ではなく、仕事の在り方、労働のなかにおける人間性の回復なくしてこれから運動はないでしょう。

二泊三日の合宿なんて久し振り、大変だなあーと思ったものの、あっと言う間にすぎた三日間でした。

安全・衛生・作業条件

トレーニングマニュアル

この度、ILO編著による『安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル』の日本語版が出版されました。世界的な潮流となりつつある「自主対応型安全衛生活動」手引書として、すでに自治労などで活用されています。ぜひともお買い求めを！
労働者自ら職場を点検し、改善を図る上で非常に有用な一冊です。

編著　監訳　発行　定価

国際労働機関／スウェーデン合同産業安全審議会

小木孝和・天明佳臣

(財)労働科学研究所出版部

一九五〇円（本体一八九三円）



国際労働機関(ILO)・スウェーデン
合同産業安全審議会 编著
小木孝和・天明佳臣 監訳

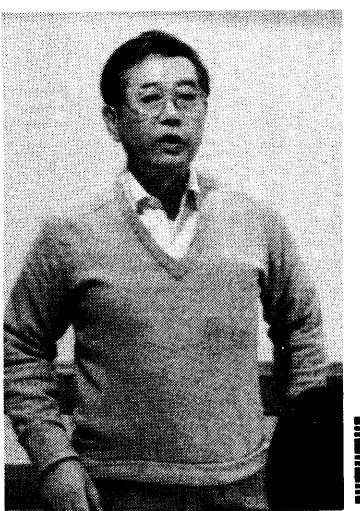
法規準拠から労働者参加による自主対応へ！ 活き活きとした安全衛生活動の再生を求めて

天明 佳臣 氏（神奈川勤労医生協港町診療所）

第一回全国労働安全衛生学校の二日目、ILO『トレーニングマニュアル』の監訳者の一人である天明佳臣氏に、討論に先立つてILOの提唱する「自主対応型安全衛生活動」の意義について語っていただいた。日本内外で長年にわたって労働衛生に携わってきた経験にもとづいた天明氏の議論は大いに示唆に富るものであり、ここに載録した。なお、文責は安全センター。

港町診療所の天明です。まず、お配りしました『ILOトレーニングマニュアル』の「日本版に寄せて」という小木さん（ILO本部）と私が書いた文章をご覧下さい。

「職場の安全衛生は大きな転機を迎えていたように思います。なぜなら、七〇年代始めに先進諸国が相次いで相当に抜本的な安全衛生法改訂をしていくからです。しかし、「今までのやり方ではだめだ。時代の趨勢に対応できない」という認識では一致していたとしても、その対応策となると、国によって違いがはつたようです。



転機迎えた安全衛生活動
七〇年代初頭

法規準拠から労働者参加による自主対応へ。 「活き」活きとした安全衛生活動の再生を求めて

天明 住臣 氏（神奈川勤労医生協港町診療所）

第一回全国労働安全衛生学校の二日目、ILO『トレーニングマニュアル』の監訳者の一人である天明住臣氏に、討論に先立つてILOの提唱する「自主対応型衛生活動」の意義について語つていただいた。日本内外で長年にわたって労働衛生に携わってきた経験にもとづいた天明氏の議論は大いに示唆に富るものであり、ここに載録した。なお、文責は安全センター。

港町診療所の天明です。まず、お配りしました『ILOトレーニングマニュアル』の「日本版に寄せて」という小木さん（ILO本部）と私が書いた文章をご覧下さい。

通の状況になっていたように思いました。なぜなら、七〇年代始めに先進諸国が相次いで相当に抜本的な安全衛生法改訂をしているからです。しかし、「今までのやり方ではだめだ。時代の趨勢に対応できない」という認識では一致していたとしても、その対応策となると、国によつて違いがあつたようです。



転機を迎えた安全衛生活動

七〇年代初頭

アメリカでは七〇年に提案者の名

前を冠した改正労働安全衛生法、ウ

イリアム・タイガー法が制定されま

した。イギリスではローベンス委員

会が七二年に議会に提出した報告書
『ローベンスリポート』を基に労働
安全衛生法が七四年に改定実施され
ています。

日本では、周知のように、七二年、
労基法第五章の安全衛生の項目が独
立して労働安全衛生法が制定された。
これは從来になく事業主側の責任を
明確化したという評価がある一方、
從来団体交渉で労使対等に議論する
安全衛生法の下で安全衛生委員会の
枠内に押し込められ、しかも事業者
側のペースで進められるという傾向
が強まってきたのです。アメリカ合
衆国と日本は從来の法規を一層整備
して事に当たるという方向であつた
のに対し、イギリスは違つていまし
た。

ローベンス委員会

「自主対応型」を提起

先述のローベンス委員会がどのような思想に基づいて安全衛生法の改訂を提起したのか。

イギリスの長い安全衛生の歴史の中で、工場法を始めとして次々と安全衛生基準ができました。しかし、

技術の急速な進歩の中で、有害性の疑われる新化学物質や機械装置が導入されるたびに増えていく。事業主側も労働者側もそういう法規を守らうとするだけで手一杯になっている。

労災を防止する有効な手立てではなくなってきた。事実、六〇年代後半から七〇年にかけてイギリスでは労災の増加傾向が顕著になってきました。それで、守るべき法律の設定は重要だけれども、それだけでは不十分だとしました。

ローベンス委員会は、この認識に

立って「それぞれの職場において安

全衛生問題への自主対応的なアプロ

ーチが必要だ」という提起をその報

告の中で行つたのです。七四年改訂

安全衛生法はこの報告に基づいてい

ます。オランダ労働省の若い役人の

話を聞いていたら、「ローベンス・

フィロソフィー（哲学ですね）は、

わたしたちの活動に非常に大きな影

響を与えた」と言つていました。ロ

ーベンスの哲学の核心は何かといえ

ば、私は「参加」だと考えます。

次々と新たに安全衛生上の問題が

生じてきて、基準の後追い状態があ

るのに、職場では、ものや情報の流

れは体系化されてゆき、その一方、

労働者の仕事へのかかわり方は個別

化していくばかりであつて、職場の

連帯感は薄れていっています。それ

ゆえ、一層「参加」の意義も増して

いるのではないでしょうか。法規準

拠型から、参加型の自主対応型のア

プローチは、世界的に広く支持をえ

つつあります。

「労働の人間化」にむけた

世界的な潮流の中で

しかし、自主対応型のアプローチもすでに述べたように労働自体が人間疎外を生み出している状態では有効的に働くないでしょう。この辺の文脈の中で、ILO七五年総会でのブランシャール総長の「労働の人間化」という講演を捉えるべきだと考えます。この講演に基づいたPIACTという新しい「国際労働条件・労働環境改善計画」が発足していま

グのテキストなのです。

技術革新が進む中で、安全で健康な職場環境はかならずしも保障されていないのではないか、という反省が起きました。

高価な機械が導入され、これを有効・効率的に使うために夜勤労働を必要していなかつた職場にも深夜業や交替制勤務が入つてくる。かつて

チャップリンが『モダンタイムス』で警告を発したように、ライン作業でも人間がひとつ機械かなにかのように、仕事が終わっても回りにあつたライン作業時の腕の操作がやま

つても果たして人間的に陶冶されるようになるだろうかということの反省です。社会奉仕しているという感じも薄い。

昔は一つの熟練を獲得するにあって人間的にも大きくなる。ドイツには、マイスター（師匠）の称号を獲得すればその人は技術面だけなく、人間的にも信頼できる人間として成長したと社会的に認知されるマスター制度があります。しかし、現代労働の中で獲得する熟練というのは果たしてありうるのか、人格的陶冶も実現も困難ないとすれば、もう一度改めて、これら三つを労働条件改善の中に位置づけ直す必要があるのではないかというのがPIACTの新しい提起であります。



ボルボというスウェーデンの自動車会社は、カルマルの工場でライン生産を止めました。さらにボルボの

別の新工場では、ライン生産を止めたばかりでなく、さまざまな年令の労働者からなるグループ作業の良さを生かして、個々の労働者にあつた人間工学的なさまざまな手法を取り入れ、それが安全で、人にふさわしい労働生活をし、自己実現や社会奉仕が労働を通じて獲得でき、しかも、九二年までにライン生産以上の生産性を上げるという、PIAC Tに基づいた意欲的な試みが始まっているのです。

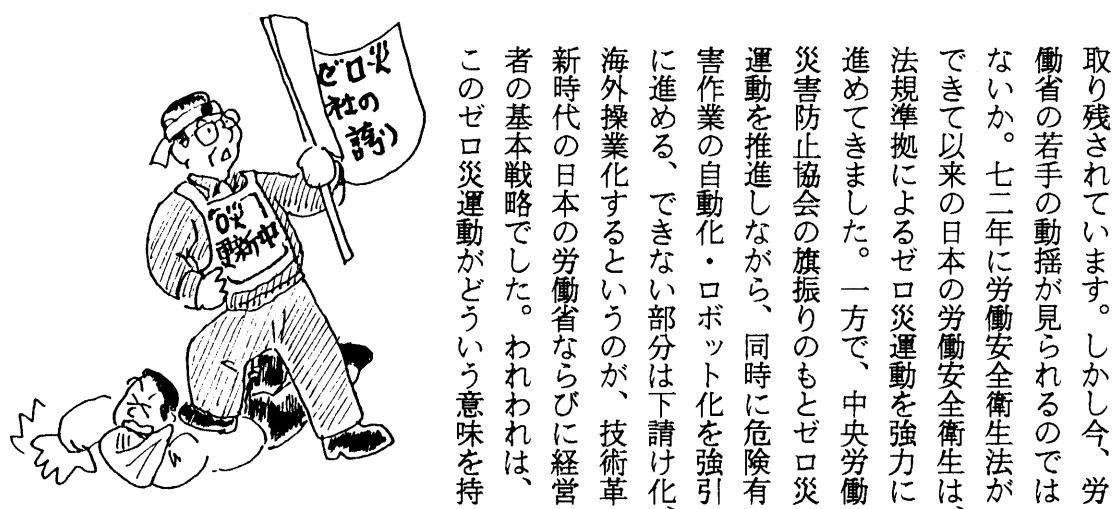
もちろんじん肺のように、原因結果関係が非常に単純明快な職業病もあります。この種の職業病は、管理模式に合わせていけば多くは解決するという面がありますが、これらは、複合的な要因を取り上げいかなければならぬ。そして単に、

職業病の予防だけでなく、働きやす

くて生きがいを感じられるような職場にするにはどうしたらいいかが課題です。

そのためには、今述べた三つの原則を軸にそれぞれの職場にある「働きにくさ症状」とわれわれは呼んでいるものをひとつひとつ改善していくなければならない。何かできあいのモデル、処方箋を持ってきて、あてはめればことが解決するというものではない。現場を最も良く知る働く人達の参加を促進し、地域や職域ごとに特色のある計画を作らなければ解決できない問題なのです。

その意味で、法規準拠型に対置される、自主対応型労働衛生への大きな動きが世界的に出てきたのだ、と考えています。



取り残されています。しかし今、労働省の若手の動搖が見られるのではないか。七二年に労働安全衛生法ができて以来の日本の労働安全衛生は、法規準拠によるゼロ災運動を強力に進めてきました。一方で、中央労働災害防止協会の旗振りのもとゼロ災運動を推進しながら、同時に危険有害作業の自動化・ロボット化を強引に進める、できない部分は下請け化、海外操業化するというのが、技術革新時代の日本の労働省ならびに経営者の基本戦略でした。われわれは、このゼロ災運動がどういう意味を持

つていたかということをあらためて検討する必要があります。

あるとき産業衛生の国際学会が日本で開かれ、ある事業所に見学にいっただ。事業所側の安全衛生担当者は「当社は何千日もゼロ災害を続けています」というようなことを言いました。ところが、見学している安全衛生の専門家は、そもそも災害をゼロにするなどということはありえないということは分かっていますからにやにや笑って、ちっとも感心しないんですね。「何千日も労災はない」



というのは、精神一統何事かなうざらん式の精神主義であって、外国の専門家たちは、さまざまの労災隠しが行われていることをいとも簡単に見抜いていたのです。まさにゼロ災運動と労災隠しは表裏一体のものであります。少し前になりますが、ある大手家電メーカーに勤めている女子労働者が、「会社の病院にかかるっているがどうもよくならない、やめろといわんばかりの扱いをうけてどうしたらよいかわからない」といつて私の診療所に相談に来ました。病院の診察券を見せてもらうと、保険種別の欄に政府管掌、組合管掌、国保、生保といった保険種別の他に「課負担」という項目がありました。私病であれば組合健保を使えばいいわけで、これは保険で扱えない傷病、仕事中の傷病なので当該労働者の所属する課が負担するという意味です。まさにこれは労災隠しの証拠物件です。

労災隠しを伴わざるをえないゼロ災運動の精神主義。しかし、これもそろそろ破綻を来してきています。

ここ十数年の日本の災害件数、死亡件数がたしかに減ってきてはいます。労災隠しがあるにしても、全体が減ってきていることは間違いないありません。個別努力の積み重ねで全体としてはこういう傾向にあることが言える。死亡件数の減少のもうひとつの要因は、危険有害作業の下請け化、海外操業化があります。下請け労働者の労災は逆に闇に葬られる傾向が強まり、全体的に減ってきています。

しかし、実はここ四五年の間、減少傾向にかけりが見られ始めました。横這い、むしろ上昇傾向すら示している。

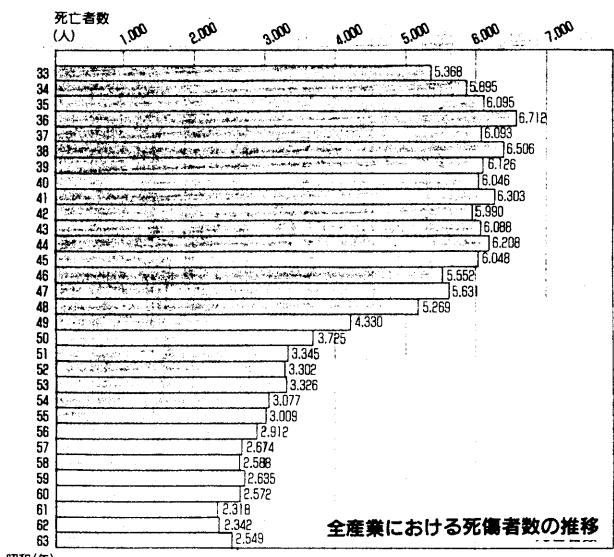
精神主義的に法規に準拠することとで災害をゼロになるんだという考えは、ここにきて乗り越えがたい限界に突き当たっている、われわれはそういう考えるべきだと思います。労働省

必要があります。

攻勢的な運動を ターゲットは中災防！

では何を攻撃目標に設定するか。その一つは中央労働災害防止協会です。本来この種の組織は、政労使で運営されるべきところが、理事会に政と使しか参加していないという決定的な欠陥をもっている。しかも親方日の丸で、各県に広

者を集めて労働安全衛生学校を開催しています。いいおっちゃんが気の毒に、ゼロ災運動の歌なんか歌わされて……労災隠しをしていることはだれも知っているわけですから、こんなインチキありませんよ。この、現実から遊離した精神主義をどう克服するかが課題です。



の心ある一部の官僚も、現状に対する危機感を抱き始めていると思います。

だからわれわれとしては、この自主品牌型の安全衛生運動をどんどんこちら側のペースで進める」とで、彼らを窮地に立たせる攻撃的な姿勢が今必要なのです。

もって気楽にやってい る。内容はともかくとして労働安全衛生に巨額の金を使って、しかも全て政使の裁量に委ねられているといのはどう考えてもおかしいですね。政令を変えさせて、その中に労の代表をぜひとも送り込む



「参加」という

新しい伝統の確立に向けて

以上、ILO『トレーニングマニュアル』を導き系として、自主対応型安全衛生活動についてお話をしました。『トレーニングマニュアル』に基づく安全衛生の方法には二つの特徴があります。一つは実践型であるということです。安全衛生活動という以上当然のことですが、これまでの研修など、残念ながらその点が欠けていたと言えると思います。もう一つは、先述した参加型であるという点です。研修においても、講師の一方的な講演に終わるのではないか、研修参加者が積極的に加わってゆく方式にしているわけです。

最近の東欧情勢を見ると、社会主義体制が全面崩壊に直面している。だからといって、資本主義が勝利したのかというとそうではない。東側

に比べて西側の方がまだ柔軟性があるからなんとか生き残っているだけで、「こちらもたくさん問題をかかえている。その中で唯一われわれが二〇世紀の遺産として次代に引き継ぐものがあるとすれば、それは「参加」」という理念であり、実践しかないのではないかという思いを強くしています。その伝統をまず安全衛生の分野で作る必要を痛感しています。

その上で、もう一つ問題なのは、専門家と称する連中にまかせる式のやり方はだめだという点です。昨年の安全衛生法の改正で安全衛生委員会への産業医の参加が義務づけられました。現在のところ産業医の大半は「当て職」になっているからいいけれど、悪辣な人が出てくると、事業主側に立ってかなりのことをやれる条件ができています。

しかし、それぞれの地域・職域に応じた安全衛生計画があれば、外部から医者がきたって怖くない。「ありがとうございました。

言つてんだ」「この問題についてあなたの見解はどうなんだ」と、逆に問題について専門家と称する輩は極めて弱い。専門家は専門的な知識だけを出せ、それをどう適用するかは現場の知恵にまかせろというような労働者の主体に根ざした判断が求められているのです。

しかし、実際には困難な状況があります。労働組合の推定組織率を見ても、一九五〇年の五五・八%を最高にどんどん減少して、八八年には三〇%を割ってしまった。駆け込み寺として発足した地域安全センターに大企業の労働者が駆け込んでくるという情ない実情です。労働者の「参加」に基づいた自主対応型安全衛生活動を日本に根づかせるには、多大の努力と創意工夫が必要であり、われわれに課せられた責任は大きい。みなさんの活発な議論を期待します。

じん肺被災者は埋もれる必要はない

——じん肺被災者の権利を行使し、拡大し、
防止対策の強化を

必ず

「挫折」を味わう

じん肺被災者

安全センターに、つてをたどって

労災補償の相談に訪れるじん肺被災者
者が、ここ数年増加傾向にある。職

種は、炭鉱、ずい道工事に始まって、
建設、研磨工、溶接工、ルツボ形成
工、など多岐にわたっている。これ

らの人々はほとんどの場合、その後

診察を受けて、さらに職歴などを確
定させた後に管理区分決定の申請を行
い、結局じん肺管理区分一または三に合併症、あるいは管理区分四の

決定を受け、労災補償をうけること
になる。しかし、症状が現れてから
センターに相談に訪れるまでの経過
を聞いてみると、一人一人様々な
「挫折」を味わっていることがわか
る。その原因是、事業所であったり、
労基署や市役所であったり、あるいは
は医者や病院であったりする。

「うちの会社でじん肺なんてとんでもない」と病院あてに送り返してしまった。それを受け取った主治医は

名を変更し、健康保険での治療を継
続することになった。その後もAさ
んは気胸を発症したりして三回ほど
健康保険による休業治療を繰り返し
ている。そういう状態でいた六三年

院に入院した。主治医は、レントゲン写真と、大阪で働き出す一年前ま
ではトンネル工事に従事していたと
いう職歴からじん肺症と診断し、管
理区分申請のための診断書を作成し、
Aさんにわたした。ところが、Aさ
んから診断書を受け取った会社は、

「うちの会社でじん肺なんてとんでもない」と病院あてに送り返してしまった。それを受け取った主治医は
名を変更し、健康保険での治療を継
続することになった。その後もAさ
んは気胸を発症したりして三回ほど
健康保険による休業治療を繰り返し
ている。そういう状態でいた六三年

に、加入している全港湾労組が行つた一斉じん肺健診でやつと「管理区分三の口、続発性気管支炎」の決定を受け、労災補償の請求までたどりついた。

労災の

手続だけは誰も

教えてくれない

トンネル工事に約七年間従事した後、自動車工場に塗装工として勤めていたBさんは、会社での健診でいつも胸部については要精検と診断され、ついに五〇才健診では医師からじん肺であることを知らされた。その後、咳き込みがひどく、とても仕事ができるような状態ではなくなってきたが、どうしたらよいか誰も教えてはくれず、困っていたところ、すでにじん肺で療養中であったかつて同僚に出会い、松浦診療所を紹介された。最終の粉じん作業であ

る昭和三九年のトンネル工事に従事していたこととの証明のため、居所のわかる当時の同僚二人を訪ねたところ、その二人もじん肺の症状に苦しんでいた。そして、結局三人そろつての管理区分申請ということになつたのである。

その二人のうちCさんの場合は、病院を転々とし、ある医院では、撮影したレントゲン写真を見て「これで仕事をしていくはいかん」と言い、ご丁寧にも直接勤めていた会社に「仕事をさせるな」と電話までしてくれたという。トンネル工事のこと話をしても、どうすれば安心して療養に専念できるのかということについて何も教えてはくれなかつた。

理由は、次のようなものだ。息苦しく仕事ができない状態が続いたため、病院で治療を受けたところ、社会保険事務所から呼出しを受けた。この病気は労災だから労災保険の適用を受けてくれといふのだ。言われるまま労基署へ行ったところ、合併症なしの管理三の決定であることから担当官に「ようするにもっと重症でないと労災補償は受けられない」と言われてしまった。その対応からDさんは、健診を受けて症状が悪い

もつと重症に なつてから 労基署へ

ルツボを作る工場に三〇年以上勤

ことがわかると仕事も止められ、収入が途絶えてしまうと思い、医師にも受診せず、薬局で咳止めを大量に買って飲む毎日だったという。

壁だらけの 労災補償への道 は諦めを呼ぶ

このように、じん肺の被災者が労災補償にたどりつくまでの道には、いくつもの壁が立ちはだかっている。特に、かつて粉じん作業に従事し、年月を経て症状が出てきた被災者の場合は、まず「これは労災だから労災補償が受けられるはずだ」と考え、自らが行動を起こさなければどうにもならない。受診した医師が教えてくれることはめったにないし、まして現在いる粉じん作業に関係ない会社が教えてくれたりすることはまずない。そして運よく管理区分決定の申請手続きが分かったとしても、最

終の粉じん作業の確定のために時には数十年前にいた会社を捜し出して折衝したり、もうつぶれていたら記憶をたどって当時を証明してくれる同僚を捜し当てるということになる。

Cさんの場合、一度じん肺に詳しい医師に何とか受診し、診断書作成の段階にまではたどりついたが、それ以降はあきらめてしまっていた。一人で進もうとするにはあまりにも壁が厚くしかも多い。ある労基署担当官が「労災補償という利益を受けたためだから、被災者は皆それだけのことはしますよ」と言うのを聞いたことがあるが、それはあまりにも甘い認識という他ない。粉じん作業を離職した後、じん肺に苦しみながら労災補償を受けていいな 被災者はおそらく想像以上にいるだろう。

じん肺知らない 粉じん作業の 事業主

現に粉じん作業に従事している場合でもそう簡単にゆくわけではない。まず、中小の事業所であれば、粉じん作業であってもじん肺健診をやつていかないケースが多い。そして、健診をやっているとしても、じん肺法の趣旨が事業主に理解されていない場合が多い。Dさんの勤めるルツボ工場の場合は従業員が三〇人程度だが、Dさんを含めて管理一と三の決定を受けている労働者が一〇人もいる。しかし、気胸で入院したDさんを見舞いにきた社長は、「もうわしはアカン」というDさんに「そんなことはない。また一緒に働く」というだけで、労災補償の手続きは取ろうともしなかった。それは、悪意からそうしなかったのではなく、知らなかつたのである。二代目の経営者である社長は先代も、先々代も肺病で亡くなつたと言いながら、労基署に言われる健診を実施するだけで、根本的な粉じん対策は取っていない。

これでこの工場が、実はたびたび労基署が指導にくる粉じん作業のモodel事業所であるところに深刻な問題があると言えよう。

同じような粉じん作業を行っている工場はおそらく大阪でも数多くあるだろう。そしてそこで働く労働者が、また何年か後にじん肺で苦しまなくてはならない。

大都会も ほとんど無法地帯

じん肺は、江戸時代から金山や銅

安全センターの運動として、労災補償までたどりついたじん肺被災者が

さらに昔の同僚を紹介するように、

もっと大きく被災者掘り起こしの網

を広げて救済し、問題の本質を明ら

- 「ブックレット 自治体労働と安全衛生」 — 自治労安全衛生対策室編 [発行] 労働基準調査会
- 『学校給食』 調理員の安全と健康
- 『VDU労働』 コンピュータと変化する事務作業
- 『職場のメンタルヘルス』 ストレス対策と精神保健活動のすすめ
- 『安全衛生委員会』 活動の経験と今後の課題
- 『健診調査』 誰でもできる健診調査 すすめ方とその活用
- 『清掃労働1』 収集作業の改善対策

お申し込みは、関西労働者安全センターまで

山などの鉱山で「よろけ」として恐れられた、いわば古典的な職業病である。にも関わらず、現在も管理区分決定のあつたものだけでも毎年千人以上の最重症患者が発生しているという。ところが、これまで見てきたように、数ある職業病の中でも、じん肺に関しては、どんなに大都會のなかであっても、ほとんど無医村であり、また無法地帯もある。

かにし、粉じん対策の強化と、現在の補償水準の拡大をかち取る必要がある。



「不法」を強要される外国人労働者

イ-ンタビュー

現状と課題を探る

丹羽雅雄弁護士に聞く

【安全センター】今日はよろしくお願

いします。まず、外国人労働者問題の概要についてお教え下さい。

【丹羽】外国人労働者といった場合、戦前・戦中に強制連行されてきた朝

鮮人の存在があります。私たちは、在日韓国朝鮮人労働者の労働実態、生活環境の問題と同時に、新たに経済格差を原因として東南アジアから

日本に働きにやってくる人たちの人権問題に取り組んでいます。彼らは

十四、五年前から日本に来ているのですが、特に大きく取り上げられてきたのは、八一、二年頃からです。

当初は性風俗産業に半強制的に従

事させられる女性が多く、女性の人権問題としてクローズアップされたという経緯があります。特にフィリ

ピンから来る人が多くて、八七年までは法務省入国管理局に摘発されたり女性の数が男性の数を上回っていました。しかし、八八年にはその比

率が逆転し、男性労働者が非常に増えてきています。

【安】それは、性風俗産業で働かされる女性労働者の数が減ってきたということなのでしょうか。

――日本での就労本格化

――多国籍化・男性能化傾向顕著に――

【丹羽】そうではなくて、出稼ぎ労働者が本格的に日本に流入しはじめたということだと思います。男性労働者が労働の中心にあるという現実ゆえに、男性労働者の方が女性よりも家族を呼び寄せたり結婚したりとい

った定住化傾向が世界的に見られます。入管局も、三年ほど前から男性労働者の摘発を集中的に行っていました。ご存知のように日本政府は、永住化・定住化を絶対認めないという政策を取っています。この集中摘発



はその「芽を摘む」という意図があるのです。

[安] 現在、外国人労働者の数はどれくらいなのでしょう。

[丹羽] きちんとした統計はないのですが、法務省の電算出力の不法残留者

者のデータによれば、だいたい十万人

を越えた、ということになっていま

す。しかし、私たちのは十五万人以

上の「不法」就労者がいると推定し

ています。密入国者を含めると三〇

万人近くの「不法就労者」がいると

見積もっています。

「資格外がらみの不法

残留」というのは、た

とえば九〇日の在留期間を越えて就労するケースを指します。この両方の八九年度の摘発人数は一六六〇八名、うち男性が一一七九一名です。このように男性が圧倒的に多いわけです。

国別に言うとまず多いのはフリーピンからの出稼ぎ労働者です。ただ経年に言うと減ってきてます。三年前は八千人以上がフィリピンから

ただけますか。

[丹羽] 法務省は、「資

格外活動」と「資格外

活動がらみ」の不法残

留を「不法就労」と定

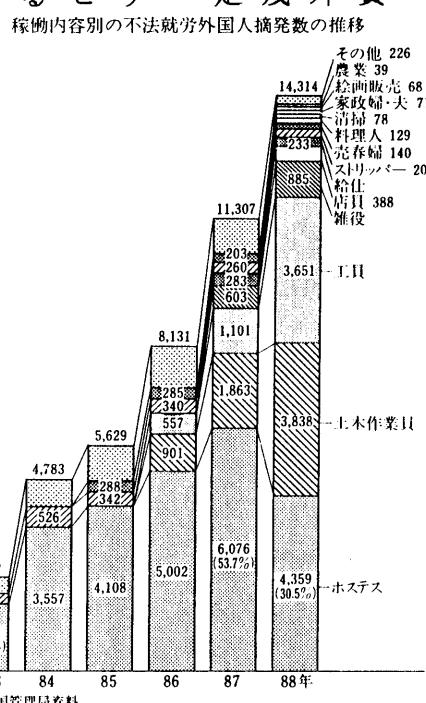
義しています。

「資格外活動」という

のは、たとえば観光ビ

ザで入国して就労する

ようなケースです。



国別に言うとまず多いのはフリーピンからの出稼ぎ労働者です。ただ経年に言うと減ってきてます。三年前は八千人以上がフィリピンから

やギニアといったアフリカ諸国から

も働きにきいています。

「安」この「男性化」、「多国籍化」の傾向は続くのでしょうか。

【丹羽】続くでしょうね。最近は中東

「御虎狂麿」標の出一四約

处罚規定（入管法）を新設

〔安〕日本の法務省はどういった政策を取っているのですか。

(安) 「単純労働者を受入れない」ということは法的な措置をともなうのですか。

「出入国管理及び難民認定法」の施行で、「単純労働者」は受け入れないという一部改正を施行しました。専門的知識、技術をもった労働者は受け入れを緩和する一方、「単純労働者」は締め出すという政策です。これでは、当然、圧倒的なアジアからの労働者は縮め出される結果になります。

【丹羽】一番大きな問題は、「不法就労助長罪」という規定が新設され、外国人労働者を自己の支配下に置くあるいは就労させた雇用主に対しても三年以下の禁固または懲役、または二百万円以下の罰金という重い罰則規定が新設されたことです。これは労働基本権を侵害したから罰せられ

上陸許可、細かく制約

入管法改正 法務省が省令発表

5/21 朝日

単純労働者排除の姿勢

ううことだけで処罰するというものです。
〔安〕それによる影響は？

【丹羽】今後雇用
主は、法違反と
いうリスクを負

法務省と連携して「不法就労者」を摘発するという構造に組み込まれているのです。

るというのではなく、雇うといふことだけで処理

入管局は、警察と一体となつて抜き打ち的な摘発を行っています。非常に政治的な色彩が強い。

うわけで、闇の労働力移動が非常に増加し、それと関連して人権侵害がより潜在化、拡大する傾向があります。処罰された事例も増えています。

【丹羽】 次第に市役所や地方自治体、労基署でも通報を免除するといった傾向が見られが、法律そのものはなんら変更されていませんし、通達も

生きて います。 実際、 十一月に 労働省と 法務省と が連携して 集中実態調査を行って います。

〔安〕 経済界はどういう姿勢なのでしょうか。

外国人労働者の不法就労

背後組織も捜査強化へ

警察厅入管法の改正受け

【丹羽】 経済界は基本的に、社会的コストがかかる、受入れ整備ができる

ストかかる、受入れ整備かけて
いないといった理由から消極的な立
場を取っています。しかし大阪商工

会議所といった団体は、単純労働者の永住化も射程に入れた受入れを行うべしという提言を出しています。

[丹羽] そうですね。この点は、労働組合もきちんと批判しなければいけない点ですね。

研修生枠拡大による
— 安価な労働力確保を図る —

〔安〕 政府は今後どんな政策を取ろうとしているのですか。

丹羽 政府が今考へては、研修生の受け入れ枠拡大と中南米の日系一世、二世、三

世の定住者受入れの二つです。これによつて人手不足を解消しようということです。

まず研修生枠拡大ですが

り、外国人労働者を一元的に管理し派遣する構想を出しています。

〔安〕国が人夫出しをするというわけですか。

【丹羽】そうですね。この点は、労働組合もきちんと批判しなければいけない点ですね。

による

力確保を意図

いうことで、労働法の保護を受けないのです。したがってこうした層が拡大すればするほど、民間では安上がりの、使い捨て可能な労働力が拡大することになる。これは非常に重大な問題です。

今年の三月、実態としては労働者であるということで研修生が労災認定されたケースがあります。労働法上の立場ではそれでいいのですが、入管法では資格外活動となり、三年以下の懲役もしくは禁固、又は三〇

万円以下の罰金、さらに強制退去の対象となる。労働者の権利を守ろうとすればするほど、入管法上は強制退去の対象となるという、法体制自体が矛盾を抱えたものとなつています。日本政府は「出入国の管理」という点に力点を置いて外国人労働者問題に対処しているので、「人権救済」という視点が欠落しています。

ルを貼つて人権侵害を黙認し、いつたん表面化すると管理・排除の方に動く。日本は明治以降、一貫して海外への移民政策を取り続けて、一四〇万人ぐらいの日系人が世界中にいます。外国に行き、文化や経済や技術を学んで日本の近代化に貢献してきたという要素がありますね。とこ

ろが日本は、外国からの移民を一切受け入れようとしない。アジアから日本に来る場合には一方では強制連行、もう一方では排除という構造がいまだに厳然として存在している。歴史的な構造は基本的には変わつていないのです。

[安] 中南米の日系人受入れというの

【丹羽】これは、日系一世、二世の人に日系人であるからということで職種の限定のない就労資格を与えるといふもの。現在中南米を中心に約十万人の日系人が日本で就労しています。日系人だけを受け入れようとしている姿勢は、单一民族国家論的な発想に基づいた非常に排外主義的なもののです。

現実に十万人以上のアジア系労働者が存在しているにもかかわらず、それを「不法就労者」というレッテ

毎日 7/23

動き出す「外国人研修」拡大

労働省 就労認める基本構想 法務省 人数制限の緩和検討

めの必至だ。

基本構想は就労制度に関する
省令改定案の「構造・監

視の問題」(人材開拓)を
新規の問題は研修生の

人材育成を主な小企業が
人材育成は「一日は研

修生(労働省)による外的評定
一日は研修生(労働省)による外的評定

の「人材育成」を研修者も小企
大のための問題 法務省の「研修生の
人材育成の対象は「二日目まで
一日は研修生の問題は、自らの「
一日は研修生の問題は、自らの「

人材育成」を研修者も小企
大のための問題 法務省の「研修生の
人材育成の対象は「二日目まで
一日は研修生の問題は、自らの「

人材育成」を研修者も小企
大のための問題 法務省の「研修生の
人材育成の対象は「二日目まで
一日は研修生の問題は、自らの「

▼法務省

で、職業に応じて「人材
以三三三の内白下り六人

に間違えれば人材開拓は
「三三三分の内白下り六人

研修生の「実務訓練」が行
られる場合、研修生の場合は

「三三三分の内白下り六人

とされるが、そのための内

は「三三三の内白下り六人

とされるが、そのための内

は「三三三の内白下り六人

とされるが、そのための内

は「三三三の内白下り六人

とされるが、そのための内

は「三三三の内白下り六人

とされるが、そのための内

は「三三三の内白下り六人

とされるが、そのための内

は「三三三の内白下り六人

求められる

人権救済の活動

〔安〕丹羽先生の所属しておられる弁護士会外国人労働者問題小委員会はどんな活動をしているのですか。

【丹羽】弁護士会外国人労働者問題小委員会は八八年に発足して、国際人権部会と一緒にになって人権救済活動にあたっています。現在月二回、第二、第四金曜日に正午から五時まで電話相談をやっています。

〔安〕どんな相談がよせられるのですか。

【丹羽】相談件数は、一回三～四件です。内容は入管問題が一番多いですね。次いで労災事故、賃金不払い、中間搾取、解雇問題といった労働事件一般。最近は、親子、夫婦、離婚といった身分問題が多くなっていますね。こうした現象は最近の定住化傾向を反映しているのでしょうか。

〔安〕課題というと……

【丹羽】今はアドバイスで終わってい

るという段階です。今後は、労働組合を含めた民間救援団体と弁護士会との連携をきちっと作っていかなければならぬと思います。

〔安〕印象的な事案というのがありますか。

【丹羽】三重県の飯場で働いていた韓国人学生が、言葉ができないために日本の労働者から暴行を受けて緊急

入院した事例があります。調べてくうちに賃金差別、中間搾取、社会保障面の無権利性といった問題が浮かび上がりました。

関西では韓国からの労働者が最も多く、大阪入管局の全摘発数の六一%

%, 一三九五人が韓国人でした。

〔安〕今後の課題ですが。

【丹羽】基本的な視点は、彼らは労働力である前に人間である、人としての権利は、不法であろうと合法であ

首都圏の中小企業

KSD調査

外国人雇用 7社に1社

ろうと保障されるべきであるということです。短期的には、入管法の公務員の通報義務を免除させることです。とりわけ裁判所や労基署に訴えるといった場合には、その間は強制退去させないことが重要です。次いで、不正規の労働者でも一定期間の労働生活実態があれば合法的な在留資格を与えるというアムネスティという制度を設けることです。アメリカやイタリアではすでに制度化されています。さらに基本的なこととして大きな経済格差を背景にすでにこれだけの多くの労働者が日本に来て働いている以上、アジアからの外国人労働者を一般就労ビザを発給して受け入れる時期に来ているのではないかと思います。その場合当然、徹底して内外人平等の社会保障、労働権の保障の整備を図るのです。

長期的には、経済格差を是正し、彼らが自国で働く環境をどう日本の責任のもとで作り上げていくか、

です。アジアの人々とともに生きていけるような社会、経済構造を作ることが最終的に目指されなければならぬ。国際的には、不法であつても、すでに就労しているという実態があれば保護しようという考えが主流です。

国際的には、不法であつても、すでに就労しているという実態があれば保護しようという考えが主流で、この十二月国連総会で「あらゆる移民労働者とその家族の権利法に関する条約」が成立しました。日本も早

【丹羽】労災事故が多く、しかも泣き寝入りしているケースがほとんどです。安全センターも、外国人労働者の権利を守る運動をになってほしいと思います。

【安】最後に安全センターに注文をお願いします。

虐待死、絞殺、自殺……

8/18(毎日) 比女性「異常死」相次ぐ

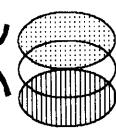
国内

大きな経済格差を背景にすでにこれだけの多くの労働者が日本に来て働いている以上、アジアからの外国人労働者を一般就労ビザを発給して受け入れる時期に来ているのではないかと思います。その場合当然、徹底して内外人平等の社会保障、労働権保障の整備を図るのであります。

夜勤交代制勤務について

専門部会で話し合いませんか

小林 薫（事務局次長・ゼネラル石油労組堺支部）



改善策は労働時間の短縮、労働環境、勤務編成の改善、交代制と常日勤との入替などが考えられます。

まずアンケート調査から

変化する勤務体制

最近、夜勤交代制は製造業からサービス業へと範囲が広がっています。

旧来の製造業に加えて、24時間開店の販売店などで働く人々の健康管理も考えて行かなければなりません。

夜勤交代制勤務は男女雇用機会均等法による女性の深夜業の緩和で、女性の進出についても見逃せません。また、定年後の再就職などによる高齢者の深夜業の実態についても、労災認定の過程などであらためてその過酷さが、おもてに出てきているのが実態です。

専門機関も改善を勧告

夜勤交代制勤務の負担は、働く本人の健康への影響と、それを支える家庭への影響が考えられます。健康への影響は生理的側面で生体リズムの変調に現れます。睡眠サイクル、体温サイクル、食事の摂取の不規則などが強制的にかえられることによって、体に影響が出るという事は専門家によって報告が出されています。

日本産業衛生学会や国際夜勤・交代制勤務シンポジウム、ILO（国際労働機関）などで、意見書や提言条約、勧告が出されています。

関西労働者安全センターではこのような夜勤交代制勤務について、実態の掘り起こしや、医学的資料などを含めて、改善策を一緒に考えていただきたいと思います。そのために、事務局内で担当者を決め、専門部会をつくって検討していくことにしました。

まず、近々にアンケートを実施して活動を始めます。交代制勤務をとっている職場はもちろん、皆さんの積極的な参加をお願いします。

拇指切断損害賠償訴訟

矛盾する社長証言
会社側責任明らかに
○ユニオンひづろ

東

ユニオンひづろ

ごろは、プラ

スチック製品

製造工場で射

出成型機を操

作中に金型に

親指を挟んで第三関節から

先を失った組合員中西さん

の損害賠償裁判に取り組ん

でいる。すでに中西さん本

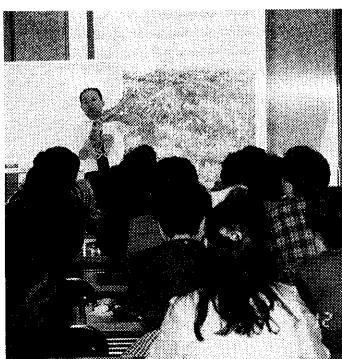
人の主尋問・反対尋問、社

長の古賀氏の主尋問を終え、

十二月十七日、同社長が反

対尋問が行われた。

ユニオン側からの反対尋問に対し古賀氏は、手を挿



防衛的になるあまり証言は整合性を欠いていた。この証言で、プラスチック成形機の操作に伴う危険性をいかに古賀氏が軽くいつていたかがより判然とした。今後は、金型の縮まる圧力など機械の構造上の危険の予見可能性に重点を移した展開が予想される。

零細企業の労働者の権利擁護に向け、センターも積極的に関わっていきたい。

危険性をいかに古賀氏が軽くいつていたかがより判然とした。今後は、金型の縮まる圧力など機械の構造上の危険の予見可能性に重点を移した展開が予想される。

零細企業の労働者の権利擁護に向け、センターも積極的に関わっていきたい。

危険性をいかに古賀氏が軽くいつていたかがより判然とした。今後は、金型の縮まる圧力など機械の構造上の危険の予見可能性に重点を移した展開が予想される。

零細企業の労働者の権利擁護に向け、センターも積極的に関わっていきたい。

中央

市従業員労組中央支

部 催

調理員、対象に

指曲り症などを習得

会

中央

市従業員労組中央支

部 催

調理員、対象に

指曲り症などを習得

会

大阪市従業員労組中央支
部は、十二月十三日、支部
所属の青少年館の調理員等
を対象に腰痛・頸肩腕障害
・指曲がり症の学習会を、
講師に田島隆興医師（阪神
医生協診療所）を招いて行

った。中央支部は、指曲がり症の公務災害認定闘争に取り組んでおり、今回はその一環としての取組み。学習会には五〇名が参加し、田島医師のわかりやすい話に熱心に聞き入った。

定に労基法違反は関係ない」と、自らの監督指導責任を

否定する発言を行っている。

こうした監督署の姿勢に対し、われわれは十二月二六日付けで抗議文を送付した。

特養老人ホームの寮母さん

强度の頸腕・腰痛で 労災申請行う

柏原

安全センターは、プラスチック成型加工工場に勤務し、八八年に脳幹出血で死亡した京井氏の「過労死」

労災申請を昨年夏堺労基署に提出している。

京井氏は、週労働時間が八〇時間に達する過酷な勤務体制の下で働いてきた。

特に死亡直前の一週間は、

仮眠時間を含め九五時間働いていた。加えて会社は健康診断も実施していなかつた。われわれは、労基認定の調査の前に、労基法・安衛法違反の存否を確認すべ

きであると再三求めてきた。

しかし、担当官は「労災認定をもち、堺署の姿勢を厳しく糾していく予定である。

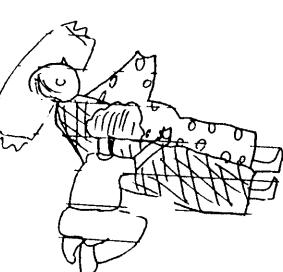
呆性老人の介護、頻繁なおしみ交換、寝たきり老人の清拭（身体をお湯で拭く）や入浴介助などの不自然な姿勢での重筋労働に積極的に取り組んできた。昨年春頃から、腰、左肩から手指にかけて痛みが激しくなり、一時は左手拇指がまったく動かなくなるほどだった。

○さんは、現在友人の励ましを受けて早期の職場復帰に向けて治療に励んでいる。その努力を支援し、園の職場改善を図るためにも早期認定を労基署に求めていく予定である。

堺

「労災認定と労基法違反は 関係ない?」—堺労基署

労災認定と労基法違反は 関係ない? — 堀労基署



ライアーストライアルと労働者の健康③

環境科学労働科学研究会 白川太郎

ブレスロー教授の紹介

さて、前回までの経過から、アメリカにおいては、一九五〇年代後半から、健康科学に対する関心が急速に高まり、その後の研究や社会状況の変化によって循環器等の死亡が減少した経過を理解して頂けたと思います。この流れを導いた先駆的研究としてアメリカでは二つの研究がよく知られています。

その第一は東部海岸のボストンを中心とするグループによって、循環器疾患における生活習慣やストレスの影響を調査したもので、調査地の

名をとつて「フランシングム研究」と呼ばれています。

もう一つは、西部海岸サンフランシスコを中心として地域住民の生活習慣と死亡率の調査を行ったもので、

UCLA (*) のブレスロー教授の指導の下に行われています。ここで

は、まずブレスロー教授グループの行つた調査についてみてみることに

しましょう。

ソタ大学医学部を卒業後、実に三〇年以上に渡り、サンフランシスコ郊外のサクラメント市とアラメダ郡を中心とする地域を中心に保健所活動を続けたという経歴の持主です。

この地域は、つい先日、大地震が

あって、サンフランシスコ湾にかかる橋が崩壊し、多くの死者を出しているので皆さんも記憶されていると思います。この間の彼の発表した論文をみると、この地域での、住民の出生率、乳児の死亡調査、住民の人種の分布など非常に地道な基礎データの収拾や手計算による統計学的処理の基礎研究に明け暮れしていました

近年、“健康科学研究の父”と称されているUCLA癌研究所所長兼教授であるブレスロー教授は、ミニ

三〇年以上の地道な保健所活動

出生率、乳児の死亡調査、住民の人種の分布など非常に地道な基礎データの収拾や手計算による統計学的処理の基礎研究に明け暮れしていました

UCLAでの研究活動へ

この地道な功績に対してUCLAは、公衆衛生学部の中に人口問題研究所を新たに設立し、その責任者にブレスローを抜擢したのです。この

抜擢人事の背景には、これまで述べたように、健康科学についての研究の必要という大きなうねりの中で、疫学的研究を行うには彼の地道な活動によって得られた、基礎データが不可欠であったからにほかなりません。

その後、今日までの二〇年以上に渡って、これらの研究を指揮してこられており、本年六月には来日され講演を行っております。その際に私もお会いしてお話を聞きましたが、「私の研究結果は、職業に関係なく全ての人に普遍的に当てはまると思います。」といっておられたのがとても強い印象に残っています。

次回から、彼のグループの研究計画とその成果を紹介したいと思います。

そこで彼は、UCLAの学生、大學生を総動員して、まずこの地域での住民の分布調査を始め、四〇万世帯にローラー作戦を行って、家庭の人員構成を調べ上げ、また様々なアンケート調査を行ってこの地域の住民の背景要因についてのデータをより充実させていきます。その過程でUCLAは一九六八年に、彼を疫

学部門の教授として迎え、大学として全面的な支援を開始します。この

当時、ようやく大型計算機が特殊な専門家の手から、一般の大学や研究所にも導入されるようになり、彼の

グループの解析速度は急速に向上します。

肝機能、飲酒の影響を調べる田安となる。

ガンマ・グルタミントランスペチターゼという酵素の略称。

肝臓、腎臓、すい臓などに存在し、肝・胆道系に障害があると血清中の値が上昇する。

また、アルコール性肝障害の場合も上昇する。

異常値の場合、急性肝炎、アルコール性肝障害、肝がん、閉塞性黄疸などが考えられる。

異常値ではなくても、高値の場合は、禁酒のうえ再検査して正常値になるかどうか確認する。

【正常値】〇～四〇単位
【異常値】八〇単位以上

→ このケンサ何なの ④ ↑
↑ R - G - T - P

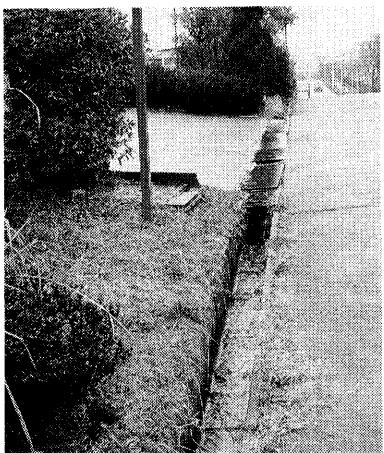
うちの職場の③ 危険チェック

大阪市職労弘済院支部の巻

写真① 斜面が段違いになつた路面



写真② 溝には蓋がない



大阪市立弘済院は、養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設を主にした福祉施設である。かつて老人の介護をする寮母さんの間に腰痛症が多発し、支部あげての取り組みを進めてきた。要員の確保などの成果でかつてほどの状況ではなくなったが、それでも介護という仕事自体の厳しさから不安全の要因は多い。

老人ホームから施設付属の病院に移動式ベッドで治療の必要となつた

お年寄りを運ぶのに整備の行き届かない道路をむりやり横断せねばならない。思わぬ危険が待ち受けている。

写真③ スロープと自動ドアを設置した入口



労災保険についての時効 労災保険は何年前まで・・・



「一年半前に解体現場で転落して足を骨折し、半年間入院した後、通院治療し、今は、少し働けるようになりました。その間、会社からは、十万円の見舞いをもらいましたが、健康保険の傷病手当金は賃金の六割しかなく、生活に困り貯金もなくなりました。労災保険があることを知り、会社にたのんだところ『一年半もたっているから無理』と断られました。どうしたらいいのでしょうか。」

あなたの場合は、労災保険からの療養補償（医療費など）、休業補償の支給が受けられます。健康保険を使うことは間違いですし、早急に労災に切り換えさせましょう。会社が言うところの「一年半もたっているから無理」というのもウソです。労災保険の各給付については、請求を一定期間しないでおくと請求権がなくなる、すなわち『時効』とい

うものがあります。

おもな給付の『時効』については次のように決められています。

【療養補償給付】・・・・・ 一年

療養のための支出（医療費など）が行われることに請求権が発生する。『時効』の期間は、その翌日から進行する。二年たつと『時効』により請求権が消滅する。

【休業補償給付】・・・・・ 二年

療養のため労働することができないため賃金を受けない日にごとに請求権が発生する。以下は、療養補償給付と同じ。

【障害補償給付】・・・・・ 五年

症状固定の日に請求権が発生する。『時効』の期間は、その翌日から進行する。五年たつと『時効』により請求権が消滅する。

【遺族補償給付】・・・・・ 五年

労働者の死亡した日に請求権が発生する。以下は、障害補償給付と同じ。

注意してほしいことは、療養補償、休業補償の『時効』は一日、一日ごとのものであるということです。つまり、仮に「三年前の今日」の事故でまだ治療していく働けないという場合でも、「二年前の今日」の分以降については、請求すれば給付されるとのことです。あなたの場合、事故自体一年半前ですから、全期間について請求すれば給付されます。

十一・十一月の新聞記事から

- 十一・十六 神戸西労基署は扶桑エンジニアリングの社員の急性心不全死に対して、「騒音など劣悪な環境下で長時間労働、単身赴任など総合的に判断し業務上と認定」した。
- 十一・十七 放射線被ばくの許容量を検討している国際放射線防護委員会は、放射線作業従事者の被ばく基準を半分以下にする新しい勧告を決めた。
- 十一・一三 二二日大阪府河内長野市の解体中の空き家で配管工事会社の従業員が地面に掘った穴の中で酸素欠乏により死亡。
- 十一・一四 西成区のシンナー工場爆発炎上、一人重体。
- 十一・一五 愛知県のトヨタ自動車のエンジン組立工程で機械にはさまれ一人死亡。
- 十一・一六 西成区のシンナー工場爆発炎上、一人重体。
- 十一・一七 沖縄県の暴力団抗争のため仕事に追われていた県警会計課長が過労死。県警は、殉職（公務災害）扱いの方針。
- 十一・一八 愛知県東海市・横浜市水道局の工事現場で一人転落死。
- 十一・一九 東京地裁が、三和銀行行員中出栄子さんの頸肩腕障害の労災補償打切りは違法と判決。中出さん三七五通達で打ち切られていた。
- 十二・一 香川県坂出市の遺跡発掘現場で強風で足場倒れ、六人死傷。
- 十二・二 青函トンネル元作業員ら十六人を含む二二人のじん肺患者が、日本鉄道建設公団など三二法人を相手取り、九億五千万円余の損害賠償を求めて函館地裁に提訴。
- 十二・三 枚方市の下水道工事現場で酸欠事故、四人倒れる。
- 十二・四 NTTの電話交換手ら女性七人の頸肩腕障害を大阪労基局が十七年目で労災認定。
- 十二・五 難波のビル新築現場で鋼材落下、十六才作業員を直撃し重体。
- 十二・六 栃木県足利市で、十二才オイラン少年が古紙回収会社で作業中にベルトコンベアに巻き込まれ死亡。一家で出稼ぎに来ていた。
- 十二・七 横浜市水道局の工事現場で一人転落死。
- 十二・八 大阪・羽曳野市の丸吉運送の長距離トラック運転手伊部富夫さんのクモ膜下出血を、大阪労災保険審査官が業務上として原処分取消決定。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

12・1月合併号(通巻192号)
91年1月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期購読について

| 部数 | 年間購読料(送料含む) |
|------|--------------|
| 1部 | 2000円 |
| 2部 | 3000円 |
| 3部 | 4000円 |
| 4部 | 5000円 |
| 5部以上 | 100円×部数×12ヶ月 |

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

ある本の時代屋

*コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-7-39-20 ☎(06)463-5441

正ヒカル労働者センター

不要になった本がありましたら下さい。
とりに行きます。

紙谷まで

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672